

基礎法学専攻
各専修からのメッセージ

法史学専修

研究指導 教授 原田俊彦

法史学は日本法史・西洋法史・東洋法史・ローマ法の4つの学問分野から成り立ち、法史学専門研究者となるには、修士進学に際していずれの学問分野を専攻とするか決定されていなければなりません。むしろ、研究者志望の諸君は学部の授業・演習等で自らの専攻領域も研究テーマもある程度定めているでしょうから、各人の研究計画を実現するための援助を研究指導という形で行いたいと考えます。例えば、法学研究科の修士課程では、講義・特殊研究といった形態で法史学に関連するさまざまな科目が設置されており、各分野のこれまでのそして最新の研究成果に接することができます。したがって、私原田自身の専門はローマ法ですが、法史学専修がローマ法専攻に限られるわけではありません。当然、法史学にとり最も重要であるのは史料ですから、史料読解の指導も行われます。また、専攻領域に関する文献を繙くには語学力が必要ですから、語学の指導も行います。日本法史についても、研究成果を海外に発信するには語学力が重要となるでしょう。一方、専門研究者を希望しない人でも、法学研究科の多様な設置科目から法史学の基礎教養を得ることができます。ただ、法史学専修への進学を希望する方に最低限必要なことは、現代社会と異なるであろう可能性を秘めた社会を、そして、その社会における法を、偏見なく捉えることのできる感性です。そうして、こうした感性に基づいて物事を歴史的に論理的に考察しようとする態度です。このような感性・態度は、研究指導に際して折に触れ育成したいと思いますが、進学希望者諸君も日常的にさまざまな社会科学・歴史科学に関する文献を渉猟して磨き上げることが必要です。すべて学問を修めるのは至難ですが、法史学研究の道も平坦ではありません。険しい道を選ぶのも実りある人生への入り口といえましょう。

法社会学専修

研究指導 教授 榎澤能生

当専修では、(1)主として日本とドイツにおける法社会学の理論動向の研究、(2)農業法・土地法・環境法の分野での法社会学的研究を重点としています。

昨年は、グローバル化の下での立憲主義に関するヨーロッパの議論を検討しました。また「エネルギー転換と法」、「持続可能性概念と法」、というテーマにも取り組み始めたところです。

来年度もこうした課題につき研究を進めていく予定です。

英米法専修

研究指導 教授 中 村 民 雄

判例を法の一つとして認める「英米法」諸国は、法が日々の訴訟を通じて少しずつ、時には大胆に発展します。立法を待って法が変わる日本などの「大陸法」諸国とは違い、新規の社会問題がすぐに訴訟で争われる。それが英米法の世界の特徴です。英米法の諸国は、多くの新たな社会問題を法の角度から一番早く取り組む可能性が高い諸国です。そこにグローバル化する今日でも、英米法が大きな影響力をもつ実践的な法伝統として存在し続けている理由の一端があります。

その一方で、英米法は経験的で非体系的です。体系的な法典を法源とする大陸法と大きく異なります。英米法の学習では、今日の法的問題を分析するにしても、つねに歴史＝経験に遡って判例法を理解することが求められます。ゆえに英米法専修での学習は、多くの判例を読み、非体系的な法令を読みこなす訓練と並行して、英米法の発展史も学びます。そのうえで、特定の判例法理の合理性を実質論に立ち入って考え、歴史や古典の文献にも立ち返りながら、法理の今日的な妥当性を批判的に検証するといった掘り下げた学習が続きます。これらは地道な法の修練です。ですが判例は人間ドラマにあふれ、実質論議は法学を超えて哲学や経済などにも広がります。そして英米法の法思考は、実践的で柔軟です。

専修では英米法諸国の中でも、イギリスとアメリカの事例が多く取り上げられます。両国は、歴史や社会状況の違いから、法のミクロ・レベルでは発展が異なります。イギリスは20世紀後半以降、EU法や欧州人権条約などヨーロッパ法の進展とともに大陸法系の法思考との共存を強いられています。アメリカはそのような圧力は受けずに、自国社会特有の問題を解決するために様々の法を独自に工夫していますが、最近では国際法との整合性も問われています。こうした両国の違いも魅力ですし、英米法の法的思考の根底で通じ合っているのも魅力です。

英米法専修の指導にあたる宮川成雄教授（アメリカ法）も中村民雄教授（イギリス法・EU法）も、研究領域の広さと高い研究水準を誇ります。皆さんの研究関心に応じた指導を通じて、大学院での英米法の修練が、厳しくも楽しいものであることを示してください。